

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成26年2月27日(2014.2.27)

【公開番号】特開2012-162699(P2012-162699A)

【公開日】平成24年8月30日(2012.8.30)

【年通号数】公開・登録公報2012-034

【出願番号】特願2011-26308(P2011-26308)

【国際特許分類】

C 08 L 101/10 (2006.01)

C 08 K 5/00 (2006.01)

C 08 K 3/00 (2006.01)

C 08 L 71/02 (2006.01)

C 09 K 5/08 (2006.01)

C 09 J 201/02 (2006.01)

C 09 J 171/02 (2006.01)

【F I】

C 08 L 101/10

C 08 K 5/00

C 08 K 3/00

C 08 L 71/02

E

C 09 K 5/00

C 09 J 201/02

C 09 J 171/02

【手続補正書】

【提出日】平成26年1月15日(2014.1.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

ここで、上記有機金属触媒の中でも、オクチル酸錫、ジブチル錫ジオクトエート、ジブチル錫ジラウレート、ビスマストリス(2-エチルヘキサノエート)等の炭素数4~8個の炭化水素基を有する有機金属触媒は、60~90に加熱された場合、炭素数4~8個のアルデヒドガスを発生させ得る。その結果、該炭素数4~8個のアルデヒドガスは、レーザーダイオードの発光点に付着し、アルデヒドガスに由来する異物が生じ得る。上記硬化触媒(B)のうち、炭素数4~8個の炭化水素基を有する有機金属触媒の含有量は通常、熱伝導性組成物の全量を基準として0.001~0.02質量%、好ましくは0.001質量%~0.01質量%、より好ましくは0.001質量%~0.008質量%である。炭素数4~8個の炭化水素基を有する有機金属触媒の含有量が上記範囲内であると、レーザーダイオードが発光することにより本発明の組成物が60~90に加熱された場合でも、レーザーダイオードの発光点に炭素数4~8個のアルデヒドガスに由来する異物が付着しない。

また、上記硬化触媒(B)のうち、炭素数1~3個もしくは炭素数が9個以上の炭化水素基を有する有機金属触媒の含有量は通常、熱伝導性組成物全量を基準として0.01質量%~2.0質量%、好ましくは0.01~1.0質量%、より好ましくは0.01質量%~0.5質量%である。炭素数1~3個もしくは炭素数が9個以上の炭化水素基を有する有機金属触媒の含有量が上記範囲内であると、良好な硬化性を得ることができる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(A) 架橋性シリル基を有する重合体、

(B) 硬化触媒、および

(C) 熱伝導性フィラー

を含有する熱伝導性組成物であって、前記硬化触媒(B)のうち、炭素数4～8個の炭化水素基を有する有機金属触媒の含有量が、熱伝導性組成物の全質量を基準として0.02質量%以下であることを特徴とする、前記熱伝導性組成物。

【請求項2】

前記硬化触媒(B)は、炭素数1～3個または炭素数9～20個の炭化水素基を有する有機金属触媒、および/またはアミン系触媒を含む、請求項1に記載の熱伝導性組成物。

【請求項3】

前記架橋性シリル基を有する重合体(A)は、ポリオキシアルキレン重合体である、請求項1に記載の熱伝導性組成物。

【請求項4】

前記熱伝導性組成物は、熱伝導性組成物の全質量を基準として0.01質量%～2.0質量%の硬化触媒(B)を含む、請求項1に記載の熱伝導性組成物。

【請求項5】

前記熱伝導性組成物は、熱伝導性組成物の全質量を基準として5.0質量%～9.5質量%の前記熱伝導性フィラー(C)を含む、請求項1に記載の熱伝導性組成物。

【請求項6】

光ピックアップ用熱伝導性接着剤である、請求項1乃至請求項5のいずれかに記載の熱伝導性組成物。